

たつの市新宮温水プール 指定管理者募集要項

令和6年6月

たつの市教育委員会教育事業部スポーツ振興課

目次

1	募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	管理の基準	1
5	指定管理者が行う業務の範囲	2
6	業務委託の制限	2
7	経費等に関する事項	2
8	応募の資格等	2
9	募集要項の配布等	3
10	指定申請書の提出（1次審査用）	4
11	1次審査方法及び評価基準	6
12	事業計画書等の提出（2次審査用）	6
13	2次審査方法及び評価基準	7
14	指定管理者の指定及び協定に関する事項	7
15	指定管理者の履行責任等に関する事項	8
16	業務継続が困難となった場合等の措置	9
17	その他	9
18	問い合わせ先	10

別紙1 リスク分担表

(別添書類)

- 1 たつの市新宮温水プール指定管理者業務仕様書
- 2 たつの市新宮温水プール申請書類様式
- 3 たつの市新宮温水プール指定管理者選定審査基準表
- 4 たつの市新宮温水プール管理運営費収支実績表（令和2～5年度）
- 5 たつの市新宮温水プール関係図面（位置図、配置図、平面図、立面図）
- 6 たつの市体育施設条例及び管理規則

1 募集の目的

たつの市新宮温水プール（以下「新宮温水プール」という。）の管理運営について、市民の体力づくり、健康づくりを推進するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及びたつの市体育施設条例（平成17年条例第184号。以下「条例」という。）第19条の規定により、以下のとおり指定管理者を募集する。

2 施設の概要

- (1) 名称 たつの市新宮温水プール
- (2) 所在地 たつの市新宮町平野118番地1
- (3) 設置年月 平成9年6月
- (4) 設置目的 市民の体力づくり、健康づくりを推進し、心身の健全な育成に寄与する。
- (5) 施設概要
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
敷地面積 4,544.59㎡
床面積 2,078.83㎡
- (6) 施設内容
大プール 25m×8コース（日本水泳連盟公認）深さ1.2～1.3m
小プール 14m×8.5m 深さ0.6～0.7m
更衣室 男女各100名収容 乾燥室 男女別5～6名用
ミーティング室 定員24名 機械室 器具庫 コーチ室 事務室 倉庫
2階ギャラリー席 44席 駐車場 53台
※駐車場に設置している仮設スタジオは現指定管理者が設置したものであり、指定管理の範囲には含まれない。（指定管理者変更の際は、撤去等を別途協議する。）
- (7) 施設利用者数
令和2年度 延べ49,814人
令和3年度 延べ51,552人
令和4年度 延べ60,167人
令和5年度 延べ57,999人
- (8) 管理運営費 7 経費等に関する事項参照

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

ただし、この期間は市議会の議決により決定する。

4 管理の基準

(1) 適正な管理運営

条例及び同条例施行規則並びにその他関連法令を遵守すること。

施設の管理運営に当っては、次に掲げる事項を特に遵守すること。

- ① （公財）日本水泳連盟プール公認規則第15条に定める「プール管理者」を置くこと。
- ② 温水プール監視業務及びスイミングスクール指導業務を行うため、次に掲げる人員を配置するものとする。
 - ア 水泳指導員資格を有している者 常時3名以上配置
 - イ 監視員 常時2名以上配置

(2) 運営に関する事項

① 開館時間

午前9時から午後9時まで

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、使用時間を変更することができる。

② 休館日

ア 火曜日

ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

イ 12月28日から翌年1月4日までの日

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日を変更することができる。

5 指定管理者が行う業務の範囲（別添1業務仕様書参照）

- (1) 新宮温水プールの事業（条例第3条に掲げる事業）に関する業務
- (2) 新宮温水プールの使用の許可、制限及び使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 新宮温水プールの利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) 新宮温水プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

6 業務委託の制限

- (1) 指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

7 経費等に関する事項

(1) 利用料金に関する事項

法第244条の2第8項及び条例第21条の規定による利用料金制度を適用する。なお、たつの市体育施設条例による使用料の改正を予定している。

(2) 指定管理料に関する事項

新宮温水プールの業務に係るすべての経費は、利用料金収入及びたつの市が支払う指定委託料並びにその他の収入を持って充てるものとする。

なお、たつの市が支払う指定管理料の限度額は、各年度 10,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、指定管理料は提案によるものとする。

- (3) 指定管理料の支払いは、各年度の収支計画書による提案に基づき市と指定管理者で協議し、協定書で定めるものとする。

8 応募の資格等

申請ができる団体等は、次に掲げる事項のとおり。

(1) 法人その他の団体であること。

申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成された共同事業体（以下「グループ」という。）とし、法人格の有無は問わない。したがって、個人での申請はできない。また、グループで応募する場合は下記の点に留意すること。

- ① グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。
- ② グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申請することはできない。
- ③ グループで応募する場合は、共同事業体協定書（様式第4号）を提出すること。

(2) 申請団体又はグループの構成団体及びその代表団体が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触することになる者
- ③ たつの市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生開始の申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、その統制の下にある団体
- ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等

(3) 市が実施する現地説明会に参加した者

9 募集要項の配布等

(1) 募集要項

- ① 配布期間 令和6年6月4日（火）～令和6年7月10日（水）
ただし、月曜日を除く。
- ② 配布方法 たつの市のホームページからダウンロードするか、配布場所で受け取り。
- ③ 配布場所 たつの市立新宮スポーツセンター
住 所 兵庫県たつの市新宮町宮内56番地
- ④ 配布時間 9時～12時、13時～17時
- ⑤ ホームページ <http://www.city.tatsuno.lg.jp>

(2) 現地説明会の実施

- ① 日 時 令和6年6月11日（火） 13時30分から
- ② 場 所 たつの市新宮温水プール

- ③ 内 容 施設概要の説明、施設見学
- ④ 申込方法 現地説明会参加申込書（様式第9号）に必要事項を記入し、郵送、FAX又は電子メールで令和6年6月9日（日）午後5時までに、たつの市立新宮スポーツセンターまで提出すること。なお、参加人数は、各団体又はグループとも2名以内とする。

(3) 質問の受付

募集要項や仕様書等に関する質疑は、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 令和6年6月4日（火）～令和6年6月25日（火）（17時まで）
- ② 受付方法 質疑がある場合、質問書（様式第10号）をFAX又は電子メールで提出すること。また、提出の際は、必ず電話で書類の到着確認をすること。
宛 先：たつの市立新宮スポーツセンター
FAX：0791-75-1793
E-mail：shingu_sc@city.tatsuno.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問書に対する回答は、令和6年6月28日（金）までに市のホームページにおいて公表する。なお、回答内容は、募集要項の追加又は修正とする。

10 指定申請書等の提出（1次審査用）

(1) 申請書類（別添2申請書類様式参照）

指定管理者の指定を目的として申請しようとする団体又はグループ（以下「応募団体」という。）は、下記の書類を提出すること。

- ① たつの市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 業務実績及び設定価格提案書（様式第3号）
- ④ たつの市新宮温水プール共同事業体協定書（様式第4号）【グループ応募の場合】
- ⑤ 添付書類
 - ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又これらに準ずる書類
 - イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他経営内容を明らかにする書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収支予算書
 - エ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - オ 現に行っている業務種類及び概要を記載した書類
 - カ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合は代表者の国税、県税、市町村税の納税証明書（直近の1年分）
加えて、たつの市内に事務所若しくは事業所を設けている法人又はたつの市内において指定管理を受けている法人が応募する場合は、本市に対する法人市民税の申告書（別表を含む）の写し（直近の3年分）
 - キ 代表者に係る身分証明書（法人の場合は、履歴事項全部証明書）
加えて、法人の代表者が、代理人を定める場合は、権限委任を証する書類
 - ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除

く。)

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期間及び提出方法

- ① 提出期間 令和6年7月2日(火)～令和6年7月10日(水)
ただし、月曜日を除く。
- ② 提出時間 9時～12時、13時～17時
- ③ 提出場所 たつの市立新宮スポーツセンター
- ④ 提出方法 上記の提出場所に持参又は郵送すること。(郵送の場合は、提出期限までに提出場所に必着のこと。)
また、郵送での提出の際は、必ず電話で書類の到着確認をすること。

(4) 無効又は失格

提出書類等が提出期限を経過してから提出された場合は無効又は失格とする。

(5) 申請に関する経費

申請に関する経費は、すべて申請者の負担とする。

(6) 申請に関する留意事項

- ① 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- ② 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しない。
- ③ 提出書類は、たつの市指定管理者審査委員会での審査のため必要に応じ複写するが、審査終了後は市の責任で速やかに廃棄する。
- ④ 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合がある。ただし、非公開とすべき個人情報等を除く。

〈参考〉募集から運営開始までの手順とスケジュール

	内 容	日 程
応 募 関 係	指定管理者募集要項の配布	令和6年6月4日から令和6年7月10日まで
	募集内容に関する質問の受付	令和6年6月4日から令和6年6月25日まで
	現地説明会	令和6年6月11日
	質問に対する回答	令和6年6月28日までに行う
	申請書等の提出	令和6年7月2日から令和6年7月10日まで
	1次審査の結果通知	令和6年7月12日
	事業計画書等の提出	令和6年7月16日から令和6年7月23日まで
	指定管理応募者のヒアリング	令和6年8月上旬
	指定管理者の候補者の選定結果通知	令和6年8月中旬
	指定管理者の指定(市議会による議決)	令和6年9月下旬
指定管理者指定通知	令和6年10月上旬	
基本協定の締結	令和7年1月上旬	
指定管理者の事務引継、運営準備期間	令和7年1月上旬から令和7年3月31日まで	
年度協定の締結	令和7年4月1日	
指定管理者による管理運営業務の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	

11 1次審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

1次審査は、提出された指定申請書等提出書類の書類審査後、業務実績及び設定価格に関し審査を行い、採点結果上位3者を特定する。

ただし、上位3者の特定に当たり同点の者がいるときは、該当応募者によるくじ引きにより上位者を特定する。

なお、応募者が1者の場合でも、2次審査を継続する。

1次審査の結果については、応募者に様式第8号審査結果通知書（1次審査）を送付する。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する意義は認めない。

【送付日：令和6年7月12日（金）】

1次審査を通過した応募者については、2次審査として選定審査を実施する。

(2) 審査基準

1次審査は業務実績及び設定価格に関し、次に掲げる審査項目により審査を行う。

審査項目	審査対象項目	審査基準	配点
業務実績 (10点)	様式第3号	同種・類似の業務について通算10年以上の実績があること。 (※同種・類似業務の実績等から、当該業務を遂行するのに必要な知識や経験の有無について審査するもの)	10
設定価格 (80点)	様式第3号	価格点 = (最安指定管理料(5年分の合計) ÷ 提案する指定管理料(5年分の合計)) × 配点(80点) ※小数点第2位を四捨五入し、価格点とする。 ※最安指定管理料は、全応募者から提案のあった指定管理料のうち、最も安かった指定管理料とします。	80

12 事業計画書等の提出（2次審査用）

(1) 申請書類（別添2申請書類様式参照）

- ① たつの市新宮温水プール指定管理者事業計画書（様式第5号）
- ② たつの市新宮温水プール自主事業に関する事業計画書（様式第6号）
- ③ たつの市新宮温水プール指定管理業務収支計画書（様式第7号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間及び提出方法

- ① 提出期間 令和6年7月16日（火）～令和6年7月23日（火）
ただし、月曜日を除く。
- ② 提出時間 9時～12時、13時～17時
- ③ 提出場所 たつの市立新宮スポーツセンター
- ④ 提出方法 上記の提出場所に持参又は郵送すること。（郵送の場合は、提出期限までに提出場所に必着のこと。）
また、郵送での提出の際は、必ず電話で書類の到着確認をすること。

(4) 無効又は失格

提出書類等が提出期限を経過してから提出された場合は無効又は失格とする。

(5) 申請に関する経費

申請に関する経費は、すべて申請者の負担とする。

(6) 申請に関する留意事項

- ① 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- ② 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しない。
- ③ 提出書類は、たつの市指定管理者審査委員会での審査のため必要に応じ複写するが、審査終了後は市の責任で速やかに廃棄する。
- ④ 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合がある。ただし、非公開とすべき個人情報等を除く。

1.3 2次審査方法及び審査基準

(1) 2次審査の選定方法

2次審査として指定管理者の候補者の選定審査は、たつの市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行う。

選定の審査は、提出書類の書類審査のうえ、応募団体のヒアリングを行う。

応募団体のヒアリングの日時、場所等については、提出期限後に別途通知する。

(2) 候補者の選定及び基準

指定管理者の選定は、選定審査基準表（別添3）により行い、1次審査による審査点を加えた得点率6割以上を有する最高得点者を最適候補者として市に報告する。

(3) 候補者の決定及び通知

市は、審査委員会による選定結果報告を尊重し指定管理者の候補者を選定し、全応募団体に結果を文書で通知する。

(4) 審査対象からの除外

- ① 審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 審査委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

(5) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者としない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとする。

1.4 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

市は、指定管理者の候補者に選定された団体について、たつの市議会の議決を経た後、当該候補者を指定管理者に指定する。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、たつの市とたつの市新宮温水プールの管理に関する協定を締結することになる。

協定の主な内容は、次のとおり。

- ① 協定の趣旨
- ② 指定期間
- ③ 業務の範囲と管理基準に関する事項
- ④ 事業計画、業務報告及び事業報告に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 指定管理料に関する事項
- ⑦ 管理物件等の扱いに関する事項
- ⑧ 損害賠償及び不可抗力に対する事項
- ⑨ 指定期間満了に伴う取扱いに関する事項
- ⑩ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑪ 個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- ⑫ 適正な労働条件の確保に関する事項
- ⑬ その他管理業務の実施に当たって必要な事項

(3) 協定後の留意事項

- ① 指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに法第244条の2第11項に規定する指定の取消しの処分を受けた場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがある。
- ② 協定を締結した後、指定管理者の責めに帰すべき事由で協定を解除した場合は、損害の範囲内で双方協議のうえ、賠償金を市に納入することとなる。

15 指定管理者の履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書等の作成及び提出

指定管理者は、たつの市新宮温水プール指定管理者業務仕様書（別添1）に基づき、事業報告書等を作成し、市に提出することとなる。

(2) 業務報告の聴取等

市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実施に調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(3) 責任分担

経理負担の詳細については、リスク分担表（別紙1）のとおりとする。

(4) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により、施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

(6) 保険への加入

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な保険等に参加するものとする。

16 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市長は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとする。その場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次のとおり。

- ① 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合
- ② 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだ場合
- ③ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者として不相当と判断した場合

(2) 不可抗力等による場合

風水害や地震等により不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければならないが、不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議するものとする。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市長は指定の取消しを行うものとする。

17 その他

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了後又は、指定の取消し等により、市又は次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(3) 納税義務

指定管理者は、法人に係る市民税等の納税義務者になる可能性があるため、総務部市税課又は所轄の税務署に問い合わせること。

(4) その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取り決めについては、協定で定めるものとする。

18 問い合わせ先

住 所 〒679-4311
兵庫県たつの市新宮町宮内56番地

担当部署 たつの市教育委員会事務局
教育事業部スポーツ振興課
新宮スポーツセンター

電 話 0791-75-1792

F A X 0791-75-1793

E-mail shingu_sc@city.tatsuno.lg.jp

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
施設・設備の損傷等	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの(年間200万円を上限とする)		○
	備品、消耗品の盗難・紛失		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
保険	火災保険の加入	○	
	利用者等に係る保険の加入		○

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、たつの市と指定管理者が協議の上、決定する。